



外国貨物滅却



廃棄物に新しい命を
NDKグループ

Solution Introduction

外国貨物滅却について

「輸入する前の商品（外国貨物）を、税関の許可を得て処分すること」

外国から届いた商品を日本国内に引き取る（輸入する）には「関税」や「消費税」を支払う必要があります。しかし、商品が不良品だったり売れなくなったりした場合、そのまま輸入すると「廃棄物にするのにお金（税金）がかかる」という事態になります。そこで、税関の許可を得て燃やしたり壊したりして「価値をなくす（滅却する）」ことで、関税・消費税を支払わずに処分する手続きのことです。

《このような課題をお持ちの方》

- 輸入許可前の貨物に関税・消費税を払いたくない
- 食品衛生法などの検査に通りたず、輸入許可が下りなかつた
- 輸送中の事故で、貨物にカビ・水濡れ・破損が発生した
- ブランド保護のため、不良在庫が市場流出しないよう確実に破棄したい
- 「滅却承認申請」などの税関手続きや立ち会いが面倒だ
- 中身が入ったままの缶詰・瓶・液体などを処理したい
- 小ロット（1カートン程度）の滅却を安価に依頼したい 等々

NDKグループの 外国貨物滅却の特徴

当社では、横浜港・東京港を中心に長年にわたり数多くの外国貨物滅却に取り組んでまいりました。これまでの豊富な実績とノウハウを活かし、お客様に最適な処分プランをご提案します。

①コストを抑えた「最適な処分方法」のご提案

貨物の性状を確認し、自治体の焼却場で処理可能な場合は、産業廃棄物よりも安価な「一般廃棄物」としての処分をご提案します。もちろん、処理が難しい貨物は適切な産業廃棄物処理施設を選定し、コストとコンプライアンスの両立を実現します。

②面倒な「税関手続き・立ち会い」をフルサポート

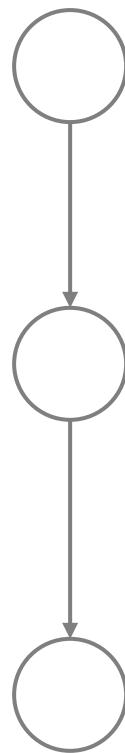
「滅却承認申請書」の作成サポートから、処理場での税関職員の立ち会い対応までお任せください。所轄税関ごとの特徴やチェックのポイントを熟知しているため、スムーズな滅却完了をサポートいたします。

③中身入りの食品や小口回収にも柔軟に対応

焼却場で処分できない「中身が入ったままの缶詰・瓶・液体」なども、自社の食品処理工場で適正に処理可能です。また、大型トラックを呼ぶほどではない1カートン等の小口貨物は、ハイエースでの安価な回収も承ります。



ご相談の流れ



お問い合わせ

当社の代表問合せまでご連絡をください。

代表：044-333-9458　日程調整の上、現地の確認と必要書類のご提示を致します。

現地調査・お見積り・回収実施時期決定

現地にて品目・量を確認します。その上で、処理方法のご提案となります。

当社では、産業廃棄物・一般廃棄物の双方の処理選択肢があり、かつ、機密性の高い処理も可能です。

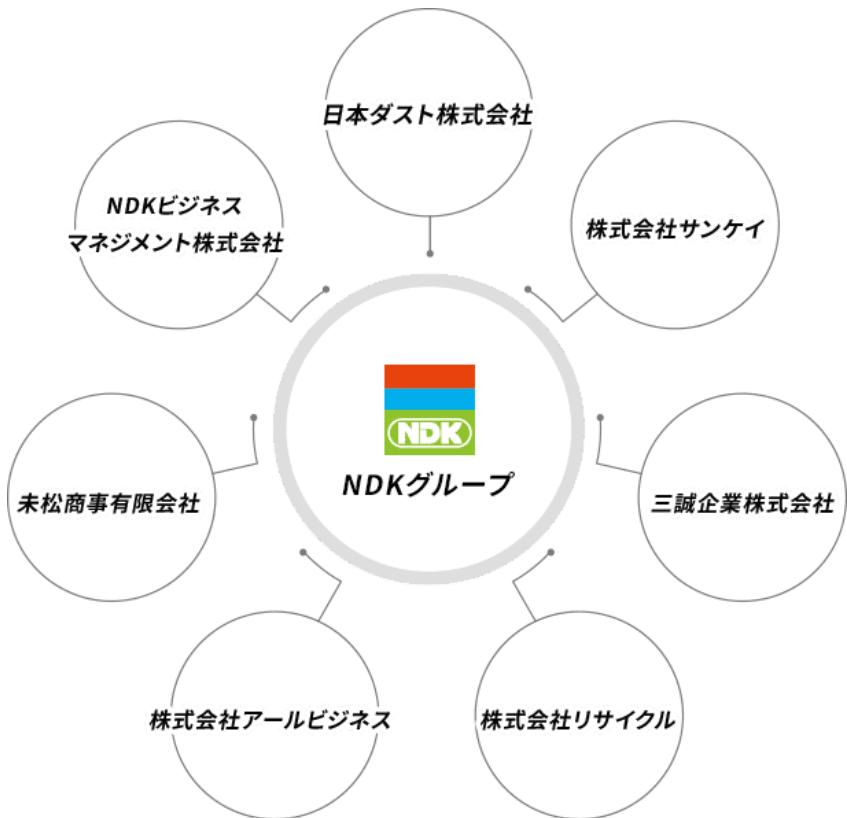
ご契約・処理実施

提案書の提示後、内容をご確認いただき、問題なければご契約と処理を進めます。

外国貨物滅却に関する書類の対応も一緒に進めてまいります。

リサイクル・廃棄物処理のプロフェッショナル NDKグループ

グループ会社の特色が合わさった総合力。“なんでもできる”こそ、NDKグループの強みです。



NDKビジネスマネジメント株式会社
・グループ会社管理

日本ダスト株式会社
・産業廃棄物収集運搬、処理全般　・川崎市一般廃棄物

株式会社サンケイ
・バキュームダンパーによる収集運搬　・各種清掃工事

三誠企業株式会社
・横浜市一般廃棄物　・古紙、ダンボールの再生

株式会社リサイクル
・建設系廃棄物収集運搬

株式会社アールビジネス
・金属スクラップ、プラスチックリサイクル

未松商事株式会社
・建設系廃棄物収集運搬、及び、積替え保管

